

泉区連長会資料  
令和3年10月19日  
泉消防署総務・予防課

地区連合自治会町内会長 様  
自治会町内会長 様

横浜市泉消防署長  
小林 修二

### 住宅用火災警報器の抽選配付についてのご案内

この度、泉火災予防協会から、「地域で火災による死者が発生することを防ぎたい。」との御趣旨から、火災の早期発見に効果の高い住宅用火災警報器の寄附をいただきました。

つきましては、泉区内の65歳以上の方がお住まいの世帯を対象に住宅用火災警報器を抽選で無償配付することといたします。

応募方法等、事業の詳細につきましては、別添の募集案内を御参照ください。御不明な点につきましては、下記問合せ先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

#### ○住宅用火災警報器とは

住宅用火災警報器は、火災の早期発見に有効な機器です。まだ設置されていない方は、早急な設置をお願いします。

また、警報器は一般的には電池で動いています。火災を感知するために常に作動しており、その電池の寿命の目安は約10年とされています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が重要です。「いざ」というときに住宅用火災警報器が適切に作動するよう、定期的に作動確認を行い、適切に交換を行ってください。

#### ○泉火災予防協会とは

火災予防に関する普及啓発、研修会や訓練会の開催などを通じて防災・防災に取り組んでいる団体です。

現在、215事業所の企業等が参加しています。

#### 【問合せ先】

泉消防署総務・予防課 予防係  
坂詰・藤木  
045-801-0119

## 住宅用火災警報器の抽選配付について（募集案内）

### 1 配付品及び配付数

単独型住宅用火災警報器100組 煙式2個1組で配付します。

### 2 応募対象世帯

泉区内の65歳以上（令和3年11月1日現在）の方がお住まいの世帯  
ただし、市営住宅、県営住宅及びUR賃貸住宅にお住まいの方を除きます。

### 3 申込み方法

①応募用紙、②電話又はFAXによるものとします。

※ 応募方法の詳細は、「8 応募要領」を参照してください。

※ 1世帯1回の応募に限るものとします。

### 4 申込み期間

令和3年11月1日から11月30日まで

### 5 申込み先（お問い合わせ）

〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1

横浜市泉消防署 総務・予防課 予防係

TEL/FAX 045-801-0119

### 6 抽選結果の発表

申込みされた方全員へ結果を郵送でお知らせいたします。（令和3年12月中）

### 7 配付の方法

当選された方へは、泉消防署において住宅用火災警報器を配付いたしますので、令和3年12月以降（土日祝日を除く。）に当選はがきを持参してお受け取りをお願いします。消防署での受け取りが難しい場合は、別途ご相談ください。

### 8 応募要領

#### (1) 応募用紙

裏面の応募用紙に記載の上、郵送、FAX、直接消防署へご持参ください。

なお、消防出張所での受付は、職員が不在の場合があります。

(2) 電話又はFAX

ア 電話

電話による受付は、平日の8時45分～17時00分とします。

「住宅用火災警報器応募」の旨、①郵便番号・住所、②氏名、③年齢、④電話番号を担当者へ伝えてください。

イ FAX

裏面の応募用紙をFAXしていただくか、①郵便番号・住所、②氏名（ふりがな）、③年齢、④電話番号を記載した用紙を送信してください。

9 その他

- (1) 応募対象世帯に該当しない場合は、住宅用火災警報器の配付はできませんのでご了承ください。
- (2) 応募の際にいただいた個人情報は、当事業の目的以外には使用しません。
- (3) 住宅用火災警報器の取付けが困難な場合は、消防署職員により取付け支援をいたしますので、お受け取りの際、お申し出ください。
- (4) 賃貸住宅にお住まいの方は、住宅用火災警報器の交換に関して所有者等と相談して実施してください。

住宅用火災警報器抽選配付 応募用紙

応募期間：令和3年11月1日～11月30日

住所	〒 横浜市泉区_____
ふりがな	
氏名	
年齢	
電話番号	
消防署 受付日	令和3年11月 日

太枠のみ記入してください。